

# 治承二年『或所廿二番歌合』における顕昭判詞の批評態度

— (その一) 「題の心」を中心に —

山 崎 真 克

はじめに

現在までのところ、顕昭が生涯に三十四度の歌会・歌合に参加、出詠したことが知られているが、判者をつとめたことがわかるのは、次の四度のみである。

I. 治承二年八月(二七) 或所廿二番歌合

II. 天曆元年九月(二八) 神主重保別雷社後番歌合

III. 建久二年三月(二九) 若宮社歌合

IV. 建仁二年(三〇) 千五百番歌合(恋・二・三のみ)

但し、IIは、「無名抄」「石川やせみの小川の事」によって、源光行主催の歌合で、源師光初判・顕昭再判ということがわかるもので、まとまった判詞は現存しない。

ところで、IV『千五百番歌合』の判詞については、幾人かの先学の論考が存し、顕昭が自己の内面的要因から改判をおこなっていること、また、「艶」等の御子左家的歌評語を使用して、定家等の新

風へ歩み寄りを見せていることなどが指摘されている。

本稿では、こうした『千五百番歌合』での変化に至る以前の批評態度を探る上で、最も早い時期に位置するI『或所廿二番歌合』の歌合判詞をとりあげ、その批評基準及び批評語の整理によって、治承期の顕昭判詞の批評態度を明らかにしたいと思う。但し、紙幅の都合により、本稿をその前半部分と位置付け、後述する批評基準のうちの「題の心」に叶うべきことを中心に論ずることにする。

## 一 本歌合の性格

本歌合は、治承二年八月に「閑庭秋来」「長精進恋」の二題で左右各十一人が出詠し、計二十二番で構成された歌合であり、現在のところ顕昭の判詞がみられる最初のものである。「閑庭秋来」五番及び十一番には、「陳状に云」「陳」で始まる陳状が存しており、いずれも判詞で難せられた詞について、具体的な証拠を挙げて反駁するといった内容である。さらにすべての判詞には、「又云」或いは「又」で始まる再判が加えられている。この再判が加えられた時期については判然としないが、おそらくは歌合成立の治承二年八月を大きく下るものではなからうと推測される。

再判について、岩津資雄氏は「再判の結果、勝負付けが初判のときと逆になっているのが多いところから、再判の判者は別人かとも想像される」という可能性を述べておられるが、峯岸義秋氏や萩谷朴氏は「当座の論難や陳状の意見などを参考しての同一判者の反省

の結果」という理解を示しておられる。本稿では、再判を仮に頭昭のものとして捉えて、初判と再判との間において、批評態度に齟齬が認められるか否かの確認を行うものとする。

また、本歌合について、萩谷氏が「その人的構成からして関白基房もしくは、刑部卿頼輔の六条源氏、更に右中将有房の村上源氏等の中に、その主催者を見出すべきであろうか」とされたのに対し、西沢誠人氏は、「出詠歌人二十二名のうち、十一名までが石清水社との関係が認められる人物であることや、「歌題が「長精進恋」と社頭歌的な特殊な歌題であること」などから、石清水社圏内で成立したものとされた。稿者はこの西沢氏の見解に従うものであるが、「石清水」を歌に詠み込んだ次の例も、その根拠の一つに付け加えることができる。

①長精進恋 一番 左 持

頼輔

三 恋しさに心すむ身はいはし水三とせごもりもとけがたき哉

右

有房

二 かくばかりかよふ心をいつとなくいもゐのしめに引なへだてそ

(初判) …左歌、ながくさうじんとは申ながら、「三とせごもり」といへる、いと聞よからねど、やむ事なき御神にこそよせられたれば、ひとしめておなじ程と申べきにこそ。

(再判) 又、左歌「こひしきに心すむ」とよまれたる、さもある事なれど、いかにぞやまこえ侍にや。月をもみ、世中の

無常をも思などせむには、今すこしすみもやせむ。恋にもすむをりも侍なむ。又、みだれむ事はおほくや侍らむ。されど、石清水にたよりありてよまれたるにこそ。…いづれもさまでの難に侍らねば、おなじ事にや。

左歌に関して、初判・再判いずれも否定的な批評を下したのちに、「やむ事なき御神にこそよせられたれば」「石清水にたよりありてよまれたるにこそ」と述べ、いわば批評の基準を超越したところに石清水社の存在を捉えている。もう一例、「石清水」を詠み込んでいた「長精進恋」六番右歌に対しても、再判で「いはし水にひきよせられたる、さもときこゆれども、かつべき程には侍らず」と述べて、必ずしも絶対的な評価を加えているわけではないにせよ、肯定的に捉えていることは確かである。一種の挨拶の意味も含んでいるのであろう。同題九番左歌には「賀茂の社」が詠まれているが、これに対しては判詞で特に触れることはない。以上のことから、本歌合の成立を石清水社圏内とすることができると思われる。

出詠歌人の内訳をみると、これ以前に歌合への出詠が認められ、歌人としての実績を持つ者は頼輔、有房、広言、親盛等六名であった。残りの人物のほとんどが本歌合のみに名前のみ見える者である。先学の指摘にもあるが、本歌合は、石清水社に関わる者による極めて私的な催しであるといえる。

## 二 批評基準及び批評語

さて、顕昭の批評態度についてであるが、題意と用語の問題に多く目が向けられていることは先学の指摘する通りである。こうしたことから峯岸氏は、「判詞は未熟で、そのために陳状が付けられ、再判を余儀なくされている」とし、再判で勝負が覆っている点については「その判定の基準のあいまいさを難すべき」とされた。また、

岩津氏も「この歌合せは、顕昭が判者として始めて判詞を加えたもので、判者としての経験がないためか、後年の判詞や六百番陳状に見るような、鋭い論法や博い学識をしめしてはいない」と述べておられる。こうした認識の妥当性を検討するために、顕昭の判詞における批評基準及び批評語を整理することから始める。

| 批評基準        |  | 初判   | 再判 |
|-------------|--|--|----|
| 題の心         | A 十番左右、A 四番右、A 六番右<br>B 三番右、B 四番左右、B 五番左             | A 三番左右、A 五番右、A 八番右、A 十一番左右<br>B 二番右、B 三番左右、B 四番左右、B 五番左、B 八番左右、B 十番左                                   |    |
| 理<br>り<br>り | A 五番右、A 六番右、<br>B 十番右                                | A 三番左「さる事」、A 六番左、A 九番右、A 十番左、A 十一番左「さも」<br>B 一番左「さもある事」、B 一番左右、B 三番右、B 六番左「さも」右「さも」<br>B 七番右「さも」、B 七番右 |    |
| 詞           | A 一番右、A 三番右、A 四番左右、A 五番右、<br>A 十一番左、B 三番左「たごと」、B 九番右 | B 二番右「詞もいひなれて」<br>A 五番右、A 十番左  |    |
| 先行表現        | A 十一番右、<br>B 七番左右                                    | A 一番左右「やさしく侍」、A 一番左「姿おかし」、A 四番左右「やさしくきゆる」、A 七番右「やさしくあはれ」、A 八番左「いとやさしく侍り」、A 九番左「やさしげに侍り」、A 十一番右         |    |
| 姿           | A 一番左右「やさしう侍」  | A 一番左「初よりいひながされて」、A 五番左「なだらかに読んだされて侍」<br>B 九番左「あまりにやすらかにて」   |    |
| 声調          |  |  |    |
| 歌合の歌        | A 二番左、B 三番右  |  |    |

前頁の表は、初判及び再判において、批評の際に基準が明示されている番を、その際に与えられた批評語とともにまとめたものである。便宜上、「閑庭秋来」「長精進恋」の二題をそれぞれA、Bと略している。

一見すると、発想・趣向に関する問題には、初判・再判ともに目を向けているが、初判では詞に関する問題に、再判では一首全体の姿・声調に関する問題に重きを置く傾向にあるようである。以下、批評の基準を軸にして、初判と再判との比較を行っていくことにするが、先に触れたように、本稿では紙幅の都合により、両判ともにみられる「題の心」を取り上げる。

### 三 題の心(一) — 「閑庭秋来」題

「題の心」に叶っているか否かが批評の基準となっている例について検討するわけだが、二つの題は、それぞれ初判・再判を有するので、題毎に両判がどのように題意を捉えているか考察していく。

最初に挙げる「閑庭秋来」題一番の初判は、題の心を捉えて詠むことが批評の基準となることを端的に示している例である。

#### ②閑庭秋来 一番 左

頼輔

一 荻の葉に秋の初風をとすなり人めまれなる深山への里

右 勝

有房

二 人もみぬ籬のをぎに吹風は秋のけしきを誰につく覧

(初判) 左右共にやさしう侍に、左歌は、庭といふ事やおぼつか

なう侍らむ。右は、「人もみぬ」といへるははじめの詞ぞ心よからねど、庭のころあるによりて右まさり侍べきにや。

一首の姿については左右ともに「やさし」と評されて同等だが、左歌は四字題のうちの「庭」を詠むべきことに抵触する。右歌は詞について否定的評価を受けているにも拘らず、「庭」の心を詠んでいるために最終的に勝を収めているのである。

ところで、この「閑庭秋来」題において最も問題とされるのは、「閑」の字に関してである。初判では次のように述べる。

#### ③閑庭秋来 六番 右

中納言殿

三 をともせで霧ばかりふる庭の面にたれをお花のまねきたつらむ

(初判) 右の歌は、「霧ばかりふる」といへるに、たしかに人すますとも聞えねば、閑の字いかゞとおぼえ侍。大方は人のすまぬをのみ、しづかとは申べきにあらず。閑居と云は、人あれどかやうに、誦侍べきにや。以左為勝。

判詞の中程を境に主張に齟齬をきたしているようにも感じられるが、前半では、当該の右歌について「霧ばかりふる」というだけでは確

かに人が住んでいないことにはならないので、「閑」の心を詠んでいないとしており、後半ではやや一般論的になり、だからといって「閑」というのは人が住んでいない事をだけ詠むのではなく、人が住んでいるけれど閑かな様を詠むべきだとしていると解せば、主張に一貫性が認められる。

再判ではこの点についてどのように述べているかといえ、

④閑庭秋来 三番 左勝 定宗

五 人ならばかゝらざらまし庭の面に秋はくれども猶ぞさびしき

右 伊経

六 めしなくてさびしき宿の庭の面に秋をとつゝ、荻の上風

(再判) 又、左の歌、まことにさる事ときこえ侍て、心ありては侍を、「秋はくれども」と有ぞ、秋はくるにつけていとさびしさのまさるなど侍は、今すこしかなひてやときこゆれど、右は、しづかさもすきて、「めしなくて」と侍、如何がとはさかり有やうにて、左はまさるべきにや。

⑤閑庭秋来 八番 右 弁殿

一六 家主なき籬の秋に吹風はたれにしらする秋のけしきぞ

(再判) …右は「あるじなき」と侍る事、初も申侍へるにや。閑

の心にはあるじなしなど侍、べちの事にこそ侍らぬ。

とある。⑤八番の「初も申侍へるにや」というのは④三番右歌についての評を指すと思われるが、いくら閑かだとはいっても主がいないとすると題意からはずれてしまうという主張は、初判と矛盾するものではない。ちなみにこうした頭昭の「閑」の字に関する見解は特殊なものではなかったようである。「閑庭秋来」題で詠まれた歌は本歌合以外には見出し得ないが、平安から鎌倉初期までの「閑」もしくは「しづか」を含む題で詠まれた歌は、閑居には訪れる人がいない、とあるのが通例であって、住んでいる人がいないことを詠んでいると思われる歌は次の一首に過ぎない。

⑥今撰和歌集 春

閑庭董菜

前少将公重朝臣

三 めしなくてあれにしやどの庭のおもにひとりすみれの花咲きにけり。  
〔風情集 四〕

今撰和歌集は頭昭撰とされており、入集の判断はこれまでみてきた題意の捉らえ方とは矛盾するが、この撰集は永万元年(二二五)頃の成立であり、治承二年(二二六)の本歌合の成立には遡るのであって、本歌合での題意の捉らえ方を否定するものではない。

四 題の心(二) — 「長精進恋」題

次に「長精進恋」題について検討する。これは特に四字のうちの  
一部ではなく、題全体を問題にする場合が多い。先の題より一層題  
意が捉えにくいらしく、出詠歌の大半は否定的な評価を受けている。  
岩津氏はこの題意を「長期間精進潔斎している人の恋の心」恋の心  
を抑えつつ、長精進している間の心境」と捉えられているが、以下  
に挙げる判詞をみても、首肯されるものであろう。次の二例は、初  
判・再判ともに題の心についての言及があるので、合わせて引くこ  
とにする。

⑦長精進恋 四番 左持 道清

元 たがためのも、かいもゐのしめなれやはあはむといはゞ今も  
あけてむ

右 為広

三 いつとなくきよき衣を身にきつゝ神にぞいのるいもがつら  
さを

(初判) 此題は久しくきよさは侍あいだ、逢べき人にはあはぬ心に  
てや侍べき。つらからぬ人にはあはむといのらむは、題の  
ほゐに不叶や。又、ともかうも人の心くによるべきに  
や。何様にも同程歎。

(再判) 又云、左右共に十三番の右歌に申侍おなじ心によまれた

れば、いよくさのみ申へきに侍らず。左は、今少き、  
所ありてや侍らむ。右も、あしくはなけれども、はじめ  
の句などおとりてみえ侍り。

⑧長精進恋 五番 左 宗円

三 あふことをいのるみしめはひかずへて  しるしもなきに  
成ぬる

(初判) 左歌の心、さきに申侍ぬ。右勝侍へし。  
(再判) 又云、此左歌、又れいの心に侍めり。その難さのみ申へ  
きならねば、同心にとりて此歌よくこそよまれて侍めれ。

⑦四番の初判では、長く精進している間、恋しい人に逢わない心  
を「題のほゐ」とし、相手に逢いたいと祈ること、即ち恋ゆえの精  
進と捉えることを否定している。⑧五番では、左歌に「あふことを  
いのる」と詠んでいるのに対し、「さきに申侍ぬ」として、先の主  
張を繰り返すのである。

一方再判で⑦「十三番の右歌に申侍おなじ心」、⑧「れいの心」  
としているのは、全二十二番のうちの十三番目、つまり「長精進恋」  
二番再判で述べられている内容である。

⑨長精進恋 二番 右 六条殿

三 いくも、かいものしめを引かさね恋せじといふみそぎし  
つらむ

(再判) 右、詞もいひなれて、心もおかしくは侍を、此題の心  
は、たゞさうじんほど恋をする身でこそ侍らむと思ひ給  
ふるに、恋せじといふみそぎのれうのさうじんと侍ぞい  
かとみゆれど、それまではあまりのなむに侍。いかさ  
まにも右はまさりて侍らむ。

ただ恋をしている身で精進をするというのが「題の心」であるのに、  
もはや恋をすまいというみそぎをするための精進と詠むこと、即ち  
恋と精進との間に相関関係を見出すことには否定的なのである。こ  
れもまた、先に挙げた初判での題意の捉え方と矛盾するものではな  
い。ところで⑧では、題意に叶っていないという難があることを認  
めつつも、そうした歌の中でみれば、この左歌はよく詠まれている  
ほうだと評価していることは注目される。

以上の判詞から、顕昭が捉えた「長精進恋」題の題意の内容は明  
らかである。これらはいずれも否定的評価を下しているものである  
が、これに対して「題の心」に叶っているとの評が、再判に二例み  
られる。

⑩長精進恋 八番 左

広言

三 しめのうちに清き衣をみとせまで恋の涙にあらひはてつる

右勝 弁殿

三 いさぎよきも、かのしめの内ながらたえぬは袖のしづく也  
けり

(再判) 又云、左右共に同心に侍めり。さうじんの日数は左こと  
のほかにひさしく侍ば、題のころにかなふべきにては  
侍れど、「あらひはてつる」など侍、いかにぞや、よみ  
おほせられてもきこえ侍らず。右歌こそ、此恋のうたど  
もの中に題のころにかなひてよく侍れ。勝侍なむ。

⑪長精進恋 十番 左勝

仲頼

四 引しめの日数へぬればつゝみあへで清き衣の袖ぞぬれぬる  
(再判) 又云、左歌は、事之外にまさりて侍り。題の心にもか  
ひてきこゆ。…

⑩八番右歌、⑪十番左歌を絶賛しているが、両首ともに精進しながら  
恋をすることの辛さを、袖が涙で濡れると表現している点を題の  
心に叶うと認めているのであろう。

こうした顕昭の題意の捉え方について、先の題のように他作品と  
の比較を試みたが、「精進」を含む題で詠まれた歌は現在のところ  
次の四首しか見出してはいない。

⑫山家集中 恋

みあれのころ、かもにまゐりたりけるに、精進憚恋を  
人人よみけるに

六四 ことづくるみあれのほどをすぐしてもなほやうづきの心な  
るべき

⑬出観集「覚性法親王」 恋

精進中恋

六六 しめあけてはやもあひみば神よ神わがねぎこととしるしと  
思はん

⑭長明集

互精進恋

七 なかにまた人をばふせじ神がきやならぶかたなきまろねな  
りとも

⑮明日香井和歌集

精進間恋

一四三 いもひしてひくしめなはのうちはへてたえずもそでのかく  
くちめやは

このうち⑬は、「精進の期間があけて早くも相手に逢えたのは、精  
進のさなかに相手に逢えるようにと願っていたおかげだ」という意

であろうから、顕昭が否定的に捉えた恋のための精進を詠んでいる  
ように思われる。⑯は、題に「恋を憚る」とあるので、こうした内  
容は詠まれないであろう。顕昭の題意の捉え方が特殊なものである  
のかという点については、用例数が少ないために判然としない。

これまでの検討から、題の心に叶っているか否かという批評基準  
においては、両題ともに初判及び再判での批評態度に矛盾は見られ  
なかった。但し再判では、単に歌を非難するための基準として  
捉えているわけではなく、⑧のように難のあることを認めつつも肯  
定的に評価しようとしていたり、⑩、⑪のように袖の濡れた様を詠むこ  
とは題意に叶っていると具体的に肯定的評価を下し得る例を明示し  
てたりしており、先学の指摘する同一人物の考証の結果という性格  
を伺うことができる。

おわりに

以上見てきたように、初判・再判の間では基本的な批評態度に差  
は認められないものの、先に掲げた表を見ると、初判では詞に関す  
る問題に多く目を向ける傾向があり、また再判では、一首全体の姿  
・声調に多く目を向け、単に優劣を述べるにとどまらず、具体的な  
批評語を与えているようである。このことから、初判では表面的な  
現象に目を向けており、再判では、より内容面に目を向けていると  
いうことも考えられる。但し左右の勝負判が相違する場合でも、初  
判と再判の間で、同一の基準においてまったく別の評価が下される



ことはなく、別の基準により再評価されているのであって、別人により再判が加えられたと考える必要はない。従って両判詞とも顕昭の手になるものと認めてよいと思われる。続稿においては、初判及び再判に偏って例の現れる詞及び姿・声調に関する判詞を取り上げ、さらに両判の關係について検討を加えて、顕昭の批評態度を探っていきたいと思う。

〔注〕

(1) 有吉保氏「千五百番歌合の考察」『新古今和歌集の研究 続篇』(笠間書院 平成8)。初出は語文31(昭和43・12)。

(2) 上条彰次氏「歌のあたらしさ——俊成と顕昭と——」(国語国文34-10 昭和40・10)、安井重雄氏「顕昭の新風に対する認識と姿勢」(中世文藝論稿12 平成元・3)、同氏「顕昭の新風撰取——千五百番歌合判詞二例について——」(中世文藝論稿14 平成3・3)。

(3) 岩津資雄氏「歌合せの歌論史的研究」三九〇頁(早稲田大学出版部 昭和38)。

(4) 峯岸義秋氏「歌合の研究」二一八頁(三省堂 昭和29)、萩谷朴氏『平安朝歌合大成「増補新訂」』四(同朋舎 平成8)。引用は萩谷氏著書に拠る。

(5) 注(4) 萩谷氏著書。

(6) 西沢誠人氏「顕昭攷——仁和寺入寺をめぐる——」(和

歌文学研究28 昭和47・6)。

(7) 本歌合の本文は注(4)の萩谷氏著書に拠るが、表記はなるべく底本の形に近づけた。

(8) 群書解題第七廿二番歌合項(続群書類従完成会 昭和36)

(9) 注(3) 岩津氏著書三九三頁。

(10) 以下、特に断らない限り和歌の引用は新編国歌大観に拠る。

(11) 注(3) 岩津氏著書三九二頁。

——やまさき・まさかつ、広島大学大学院博士課程後期在学——